

学校法人明の星学園  
青森明の星短期大学  
機関別評価結果

令和6年3月8日

一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 青森明の星短期大学の概要

設置者	学校法人 明の星学園
理事長	島村 新
学 長	花田 慎
A L O	泉谷 千晶
開設年月日	昭和 38 年 4 月 1 日
所在地	青森県青森市浪打 2 丁目 6-32

<令和 5 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
子ども福祉未来学科	保育専攻	60
子ども福祉未来学科	コミュニティ福祉専攻	40
	合計	100

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

青森明の星短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和6年3月8日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和4年6月6日付で青森明の星短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、学園訓と短期大学のモットーによって表され、必修科目の授業等により共有し、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公開している。公開講座、出前講座等を実施するとともに、地方自治体、教育機関、社会福祉法人等と包括連携協定を締結するなど、地域・社会に貢献している。

教育目的、及び各専攻課程・コースの学習成果を、建学の精神に基づいて定めている。三つの方針を、建学の精神、教育目的に関連付けて一体的に定めている。

規程に基づき、全教職員参加で毎年度自己点検・評価を行い、報告書を作成して公開している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応して、明確に定められている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程は、資格・免許取得に向けて、教養教育と専門教育の科目を関連付けて配置している。入学者受入れの方針は、求める人物像を明記し、学生募集要項やウェブサイトで明示している。

学習成果は、「コミュニケーション力」と「前に踏み出す力」の2つの柱で構成され、その獲得状況は、累計 GPA 分布、インターンシップや各種実習先からの成績評価、各種資格・免許等の取得状況等により測定している。授業評価アンケートや卒業生の就職先へのアンケート等を実施している。

教員は、シラバスに記載した評価方法等により学習成果の獲得状況を評価し、教員間で共有している。履修及び卒業に至る指導は、授業科目の担当教員とチューターが連携して行っている。事務職員は、所属部署の職務を通して学習成果を認識し、教員と連携をとりながら支援を行っている。学生の生活支援は学生支援部・学生課が、進路支援はキャリア支援センターが、それぞれ中心となって対応している。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、教員の採用・昇任は、「就業規則」、「教員任用・昇任審査基準」等に基づき適切に行っている。専任教員は毎年度、教育研究業績書の提出が義務付けられている。研究紀要を毎年発刊し、ウェブサイトで開催している。事務組織は、「組織運営規程」に基づいて組織されている。規程に基づき、FD・SD活動を実施している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場・体育館・図書館等を有している。講義室、ピアノ個人レッスン室、介護実習室等が、教育課程編成・実施の方針に基づき用意されている。下北キャンパス（むつ市）と青森キャンパスとの間で遠隔授業を展開しており、カメラ、モニター等は適切に管理・運用されている。

施設設備及び物品の管理は、「経理規則」等に基づき行っている。「防火管理規則」を定め、定期的に消防設備点検、防火防災訓練を実施している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目的等を明確に理解し、学校法人を代表してその業務を総理している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、短期大学の使命及び地域から期待される役割を明確に認識し、短期大学の運営全般にわたってリーダーシップを発揮している。教授会は、学長的意思決定に当たり意見を述べる機関として、教育研究に関する重要な事項を審議している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事長を含め役員の諮問機関として運営されている。ただし、評価の過程で、評議員が寄附行為に定められた定数を満たしていない、また、評議員会において事業に関する中期的な計画が諮問されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教育情報及び学校法人の情報は、短期大学のウェブサイト等で公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### （1）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 専攻課程の教員が少人数の学生を担当し、個別指導を継続的に実施している。また授業科目担当教員とチューターは、連携をとりながら個々の学生の現状に即応した細やかな対応を行っている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は、短期大学の使命及び地域から期待される役割を明確に認識して「青森明の星短期大学ビジョン 2022」を提示するとともに、教学マネジメント計画の策定を主導している。また、全教職員との面談の実施や全教職員による意見交換会の開催等、教職員の意識改革、意識共有にも努めている。

#### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 短期大学の建学の精神については、学園訓（「正浄和」）及び短期大学のモットー（「Florete Flores（花よ、花咲け）」）に表されているが、学園訓については、表記が統一されておらず、また、公表については、学園訓のみになっている場合があることから、建学の精神、学園訓及びモットーの表記について全体的に確認の上、整理することが望まれる。

[テーマ B 教育の効果]

- 教育目的の学内外への表明が、短期大学のウェブサイト、学生便覧、学校案内のいずれにおいても、それらの一部のみの掲載にとどまっており、また、表明されていても各所において表記が異なっていることから、見直しを行い、体系的に整えた上で、学内外へ表明することが、望まれる。

[テーマ C 内部質保証]

- 提出された自己点検・評価報告書において、記述の誤りが多く見受けられたため、自己点検・評価の実施体制の整備が望まれる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの一部に、評価方法が不明確である科目、出席による加点を含めている科目、事前事後の学修時間の記載が不十分な科目など、シラバスの記載に不備が散見されるため、シラバス内容の確認を組織的に行い、改善が望まれる。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超

過となっており、運用資産に比べて外部負債が多い。今後、「青森明の星短期大学の中長期ビジョンに立った大学経営」を着実に実行し、財務体質の改善を図ることが強く求められる。

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### **基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

### **(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### **基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、評議員が寄附行為の定める定数を下回っており、評議員会が理事の定数の2倍を超える評議員で組織されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとり適切な学校法人運営に取り組まれない。

- 評価の過程で、評議員会において事業に関する中期的な計画が諮問されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとり適切な学校法人運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神として学園訓である「正浄和」及び短期大学のモットーである「Florete Flores（花よ、花咲け）」を定めており、キリスト教的人間観に基づく人間教育という教育理念・理想を明確に表している。ウェブサイト等により学内外に公開しているほか、「キリスト教と世界観」（必修科目）の初回授業において学生に周知している。ただし、建学の精神、学園訓及びモットーの表記について整理することが望まれる。

生涯学習センターが窓口となり地域住民を対象とした出前講座等を開講するとともに、科目等履修生の受入れ等の取組みを行っている。また、地方自治体、教育機関、社会福祉法人等と包括連携協定を締結して、社会に貢献している。授業に直結した研究や課外活動に関する研究が積極的にされており地域社会にも貢献している。

建学の精神に基づき短期大学、学科・専攻課程ごとに教育目的を定めており、学生便覧やウェブサイトで公表しているが、学内外への表明について整理が必要である。卒業生アンケートや就職先アンケートを実施することにより、人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的な点検がなされている。

学習成果については、専攻課程・コースにおいて定められており、ウェブサイトで公表している。

三つの方針を建学の精神、教育理念、教育目的に関連付けて一体的に定めている。カリキュラムツリーやカリキュラムマップにより卒業認定・学位授与の方針を理解し、教育課程編成・実施の方針に沿った学習ができるように教育活動を行っている。

規程に基づき、ALOを委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。委員会会議の開催が年2回のみであり、委員会としての対応をスムーズに行うためにも、さらなる開催が望まれる。各種アンケート等様々な活動を定期的に行い、年度ごとに報告書を作成して公開している。これらの活動は全教職員により日常的に行われており、その結果を基に検討・改善が図られている。しかしながら、提出された自己点検・評価報告書において、記述の誤りが多く見受けられたため、自己点検・評価の実施体制の整備が望まれる。

教育の質を保証するため学習成果の評価の方針（アセスメントポリシー）の指標を定め、三つの方針に基づき学習成果を査定している。学生による授業評価、教員による授業改善計画及びティーチング・ポートフォリオの作成等、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、専攻課程共通及び各専攻課程の方針を定め、明確に示している。教育課程編成・実施の方針は、建学の精神及び学科・各専攻課程の教育目的を反映し、卒業認定・学位授与の方針に対応している。年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については履修要項に定めて運用している。なお、シラバスの一部に、評価方法が不明確である科目、出席による加点を含めている科目、事前事後の学修時間の記載が不十分な科目など、シラバスの記載に不備が散見されるため、シラバスの内容の確認を組織的に行い、改善することが望まれる。

教養教育は、教育支援部が中心となって検討し、「共通基礎科目」において、豊かな人間性と幅広い教養、基本的な知識技能が育成されるよう編成されている。職業教育の実施は、キャリア支援センターが中心となり、就職に関する相談及び就職指導・卒業後の追跡調査等体制が整えられ、さらにチューターと進路指導教員が加わり、様々な視点から職業への接続を図るために丁寧な指導を行っている。

入学者受入れの方針は、明確に示されており、入学前の学習成果について高等学校在学中の学習成果や様々な活動状況を評価することを明示している。また教職員は、県内外の高等学校訪問の中で要望や意見を聴取し、入試広報センターと共有し点検を行っている。

学習成果については、「コミュニケーション力」と「前に踏み出す力」の2つの柱を立て、それぞれの専門性に応じた「専門知識・技術」を具体的に示している。学生に対しては、カリキュラムマップを通して学習目標や達成段階の理解を促している。学習成果の獲得状況は、累計 GPA 分布を活用し、面談による学生指導に活用している。GPA 分布の平均値が高い結果となっていることから、成績評価の基準について教員間で検討するとともに、各専攻課程においても確認・検証を行うなど、各授業の質の保証に向けての改善が望まれる。「学生振り返り記録システム」により、学生は自らの学習成果の獲得状況を保存・集積し、チューターとともに現状を把握することができるようになっている。

卒業生の進路先からの評価については、キャリア支援センターがアンケート調査を実施し、卒業生と併せて就職先からの評価や要望を丁寧に聴取し、授業内容の改善に活用している。

教員は、学習成果の獲得状況を評価し、教員間で共有している。事務職員は、所属部署の職務を通して学習成果を認識し、教員と連携をとりながら学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。学生は、事務職員に対しても日常的に対話や相談を行える環境にあり、様々な支援を受けることができている。学生生活支援のための教職員の組織は、学生支援部・学生課が中心となり、教員のチューター制度による支援も加え、学生の様々な相談に対応するよう整備している。

入学者には、希望する資格・免許取得までの過程を説明するなど、2年間の学びを見通せるように支援している。

学生の生活支援は、学生支援部・学生課が中心となって行っている。また、経済的支援制度の充実を図っている。

進路支援は、キャリア支援センターが中心となり、卒業時の就職状況を分析・検討する

とともに、学生にアンケートを実施するなど、改善に努めている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしている。専任教員数は充足しており、職位、及び採用、昇任については、学内規程に基づき適正に行っている。教育や研究の実績は、教育研究業績の提出を義務付けており、ウェブサイトで公開している。FD については、他大学と共同 FD 研修会を開催している。

事務組織は、3つの課と2つのセンターで構成され、各部署の活動・課題に関して業務を行っている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。一部、障がい者に対応していない箇所がみられるが、今後、必要に応じて対応予定である。図書館は、必要な蔵書、学術雑誌、AV 資料、閲覧席を設けている。ピアノ個人レッスン室、介護実習室等、教育課程編成・実施の方針に基づき用意されている。下北キャンパス（むつ市）を有し、青森キャンパスとの間で遠隔授業を展開しており、カメラ、モニター等が適切に管理・運用されている。

施設設備については、規程を整備し管理しているが、備品管理において、定期的に棚卸を行い、実態把握に努めることが望まれる。火災・地震対策は、「防火管理規則」を定め、下北キャンパスの学生を含め、定期的な防火防災訓練を実施している。

学習をサポートするクラウド型授業支援アプリを導入し、コメントの送信、レポート提出に加え、プレゼンテーション資料の作成等において効果的な授業展開を行っている。家庭でのインターネット環境が不十分な学生に対し、ポケット Wi-Fi 機器の貸し出しを実施するなどの対策を取っている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっており、運用資産に比べて外部負債が多い。今後、「青森明の星短期大学の中長期ビジョンに立った大学経営」を着実に実行し、財務体質の改善を図ることが強く求められる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目的等を明確に理解し、学校法人を代表して業務を総理している。理事は、寄附行為に基づき選任されている。理事長は、寄附行為に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、短期大学の使命及び地域から期待される役割を明確に認識し、短期大学の運営全般にわたってリーダーシップを発揮している。教授会は、専任教員全員で構成され、学長の意思決定に当たり意見を述べる機関として位置付けられている。月1回開催され、教育研究に関する重要な事項について審議している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後

2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。しかしながら、監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

なお、評議員が寄附行為に定める定数を下回り、評議員会が理事の定数の2倍を超える評議員で組織されていなかった点、また、評議員会において事業に関する中期的な計画が諮問されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教育情報については、短期大学のウェブサイトで公表している。また、寄附行為や財務情報等の学校法人の情報については、事務所に備えて閲覧に供するとともに、短期大学のウェブサイトでも公表・公開している。